

日本体育（身体運動）・スポーツ再考 近代国家建設期における体育・スポーツ

栗巢 満

KURISU Mitsuru

はじめに

昨今、「体育」という言葉がその影を潜め、それに代わって「スポーツ」という言葉で、「体育」を包含してしまっているかの様な状況に出くわすことがよくある。その最も顕著な例が、文部省より提示された「大綱化」（1993・平成5年より実施）に対する、各大学・短期大学の対応に見られる。各大学・短期大学において開講されているカリキュラム（科目）名が「大綱化」を境に一新したのである。旧来の「体育実技」が「スポーツ演習」に、「体育理論」が「スポーツ理論」に、「体育史」が「スポーツ史」に、と言った具合である。これらの状況について、いわゆる一般大学におけるカリキュラム（科目）名の変更はまだしも、俗に言うところの体育系大学（学部）あるいは教育系大学（保健体育科）においても相次いで、いとも簡単にカリキュラム（科目）名を変更している事実には、正直驚かされている。私自身の経験でも、大綱化以前は「障害者体育論」を担当していたのが、大綱化以降は「障害者スポーツ論」を担当することとなった。「体育」と「スポーツ」は、その意味するところが違うという考えを持つ者にとっては、当然の事ながら講義の主旨や講義内容に、変更を求められると考えていた。ところが実際は全く違っていた。講義内容の変更はおろか、講義の主旨も従来通りで構わないとの事であった。この事実は何を意味しているのだろうか。

一般的に、「体育」という言葉には、形式的で堅苦しいイメージがあり、「スポーツ」という言葉には、手軽で自由なイメージがあるのかもしれない。実際多くの学生の話聞いてみると、「スポーツ」は好きだけれども、「体育」は好きではないという、声を耳にすることもよくある。また、「体育」の意味するところと「スポーツ」の意味するところは、全く違うのかとなると、そうではないと答えざるを得ないところもある。確かに「体育科教育」には、その教育手段としての、「各種スポーツ（武道）種目」が存在している訳である。その各種スポーツ（武

道)種目を見(観・視)たり体験したりすることを通して、教育的意味を持たせようとしているのが、「体育科教育」の主たるねらいの一つであるのも事実である。

しかし、「体育」と「スポーツ」は、その意味するところが違うのも事実なのである。

私の解釈では、「体育」とは、「教授する側が教授される側に対して、各種の身体運動を通して、何かを学ばせる事を第一義とするもの」であると考えられる。では何を学ばせるのか。技術習得や体力の向上(身体的側面)を目標とした場合もあり、時には集団への意識や努力することの意味(精神的側面)を目標とした場合もある。またある時には、各種身体運動種目の歴史や成立過程およびルールの意味(文化的側面)を理解させることを目標にした場合もある。いずれの側面を重要視するかは、対象(教授される側)の状況と選択する身体運動種目によって、多少異なるものと思われるが、教授する根底には、「何を学ばせる(伝える)」かと言う教育的目的(目標)に重きが置かれ、その実践過程において「楽しさ・おもしろさ・興味・関心」を体感させようとするものと考えられるのである。

一方、「スポーツ」とは、「個人の興味・関心に応じて選択した各種身体運動種目を通して、楽しさ、爽快さ、更なる興味・関心などを感じ得る事を第一義とするもの」であると考えられる。一口にスポーツと言っても、その発生や歴史および成立過程も多種多様である。また実際に実践する時にも、遊び感覚的なスポーツ(play sports)、公式(競技会)的なスポーツ(formal sports)、職業的なスポーツ(pro sports)など、他にも多くのスポーツが存在する。それらについての解釈は別の機会にしたいと思うが、基本的には、各自の生活スタイルに適応させた形で、「個人の求めているもの」を感じ得るのがスポーツの存在価値であると考えられるのである。

よく「体育・スポーツ嫌いはなぜできるのか?」と議論されることがある。理由はいたって簡単であって、まず第一に、各種学校教育の現場に「体育の授業」が存在していること。第二に、「体育担当教員の指導力の未熟さ」が上げられる。これについては、体育・スポーツの現場に限らず、他教科の現場においても同様のことが言えるのではないだろうか。最近、公立中学校のスポーツ系クラブ(部活動)への所属率が高くなってきていると言う話を聞いた事がある。一つの学校で三学年を合わせて100名を越える部員数を抱えるクラブも少なくないということである。その部員の中で、「クラブ・スポーツが楽しくない」と実感している者が多いというのも事実のようである。楽しさを感じ得ない体育やスポーツに、一体どの様な存在価値があるのであるだろうか。現代の日本体育・スポーツは多くの問題を山積しているように感じられてならないのである。

そこで、「日本体育(身体運動)・スポーツ再考」の元に、自己への反省と戒めを含めて、日本の体育・スポーツを、より多くの視点より再確認してみたいと考えている。今回は、その第一回目として、徳川幕府の崩壊・明治維新(1841・天保12年)から明治憲法制定(1889・明治

22年）に至るまでの、教育としての体育・スポーツの成立過程を中心に、その歴史を辿り、日本の体育制度を見直すことで、今日の日本体育・スポーツに与えた影響について考えていきたいと思う。なお、年代区分および時代背景については日本の学校体育制度の変遷とはせず、日本の歩んできた歴史（一般史）を基準とした、「体育史概説－西洋・日本－」（1966・昭和41年・杏林書院出版）を参考にした。

明治維新（1841・天保12年）～王政復古（1867・慶応3年）

幕藩体制と鎖国によって支えられていた徳川幕府が、天保の改革（1841年・結果的には失敗に終わるが）以降幕府の崩壊をむかえ、1853年（嘉永6）のペリー来航を契機とし、大政奉還・王政復古となって中央集権的近代国家の建設となっていく。当時の日本が目指したものは、強力な軍事力の形成と徳川幕府に代わる新たな政治体制の樹立にあったと考えられる。したがって、この期間の日本の体育は、軍事力の近代化（欧米化）に付随した形で、欧米体育を導入する形をとることとなる。それは、軍事訓練としての体育、教育機関としての体育、医学に基づく健康法としての体育から成り、日本の近代体育として出発する事となる。また、その一方では、欧米諸国の近代化を導入することに抵抗する封建思想も存続し、後々に地道ながらも日本独自の體育的側面（武道）を形成していくことともなる。

軍事訓練としての体育（體操の導入）

軍事力の近代化（欧米化）は、武力を背景とする欧米諸国に対して対等な交渉を行える事を目的としていた様である。そこで、軍事力強化のあらゆる面（兵器・軍制・訓練など）においての基礎的訓練の出発点である「體操」の導入がなされる事となる。この「體操」は、後に「軍隊體操」としての位置づけの元に展開していく事となるのである。

教育機関としての体育（西洋の学校體操の紹介）

幕藩体制時（封建時代）に諸藩の学校（藩校）で実施されていた教育としての武芸修練（身体運動）の主たる目的は、技術習得と精神修養を第一義とし身体育成は二義的なものに過ぎなかった様である。しかし福沢諭吉（1835～1901）は、その著書「西洋事情」（1866年・慶応2）

の、「学校」の項において次のように学校内での身体運動活動を紹介し、身体運動が近代学校には必要不可欠であることを指摘している。それは、「～前略～学校の法はもっとも厳正なり。教授の間、言語せず親指せず、法を犯す者は罰あり。しかれども間時は随意に遊ぶを禁ぜず。これがため学校の傍らには必ず遊園を設けて、花木を植え、泉水を引き、遊戯奔走の地となす。また園中に柱を立て、梯を架し、綱を張る等の設けをなして、学童をして柱梯に登り、あるいは綱渡りの芸をなさしめ、五禽の戯をして四肢を運動し、苦学の鬱閉を散じ身体の健康を保つ。～後略～」である。と同時に福沢諭吉自ら、1868年（慶応4）、慶應義塾（新銭座に移転）において運動器具を設置し、身体運動活動を奨励した。この身体運動器具の設置は、その後の学校教育において徐々に採用されていく事となり、現在あらゆる学校教育機関の校内において常設される契機となったと考えられるのである。

文中には、「體育」や「體操」という文字こそ出はこないが、学校内における学童のための運動（遊戯）施設の必要性と、身体運動活動の意義が紹介されているのではないだろうか。また身体運動活動が、身体を丈夫にする（身体的側面）と共に、息抜きや気晴らし、あるいは気分転換（精神的側面）に寄与することで、学童の健康の維持・増進の一翼を担っていることを明確に紹介していると思われるのである。加えて、このような状態こそが本来の学校体育・スポーツのあるべき姿ではないかと考えられるのである。当時、欧米化（近代化）に奔走していた日本（明治政府や文部省）は、この西洋の学校教育に関する報告を、どの様に解釈し、どの様に対応したのであろうか。おそらく身体の健康を考える際の、「精神的側面」の捉え方に、余りにも大きな隔たりがあったように思えるのである。当時の日本には、精神修養（鍛錬）のために身体運動を実践することは理解できても、息抜き・気晴らし・気分転換のために身体運動を実践することは、理解し難かったのが実際のところではなかつただろうか。すなわち、当時の技術習得と精神修養を武芸修練（身体運動）の第一の目的とする考え方（思想）には、息抜き・気晴らし・気分転換を第一の目的とする身体運動などは、存在し得ないものであつたのではなかつただろうか。

医学に基づく健康法としての體育（健康意識の改善）

西洋医学の導入は、18世紀より長崎の出島を介して行われており、杉田玄白（1733～1817）らによって、漢方医学よりも科学的であると認められるようになっていた。また、西洋医学は医療としてただではなく、「衛生学」として科学的な健康維持の方法を形成していた。その後、「衛生学」は急速な発展を遂げ、明治憲法発布（1889・明治22年）以降、人々の健康問題に不可欠な科学的側面となっていくのである。

封建思想の體育への影響

この時期の日本が近代化（欧米化）を目指していた反面、当然ながら封建制社会に生きてきた、特に武士の多くが近代化（欧米化）に不満を抱いていたと想像される。中でも、上級武士などは洋式調練（1841年の高島秋帆に始まり、徐々に諸藩に採用が指示された砲術訓練）を避ける傾向にあり、その風潮は封建社会の名残であると考えられる。この傾向は明治時代に入っても継承され続け、新時代の国家主義と結合する時に、武士道や在来武術への郷愁として「武道」という、日本固有の體育（身体運動文化）が形成されることとなる。また現在において、多くの体育・スポーツ場面で問題視されている、精神主義や根性主義あるいは経験主義の一つの要因となるのが、この頃の「精神を重視し身体を軽視する」風潮に起因している可能性が伺えるのではないかとと思われるのである。

当時の日本を振り返ってみると、諸外国からは開国を迫られ、国内では、尊王攘夷（討幕）派か佐幕派か、あるいは幕府改革（公武合体）派などで混乱していた時代である。鎖国というあまりにも永い眠りに就いていた日本には、為す術が無かったのかも知れない。しかし、事實は幕藩体制の崩壊、明治維新の開幕、欧米近代文化の導入へと進んでいくこととなる。またこの時期を體育の視点から考えてみると、早くより欧米諸国において実践されていた身体運動文化としての體育（運動・遊戯）を、より速く導入する方向性の足掛かりを築いた時代である。と共に、封建社会における「武芸思想」や「武士道精神」を引きずり、現代に至る日本体育・スポーツに「精神主義・根性主義・経験主義」を根付かせる発端となった時期でもあるのではないだろうか。まさしく、日本の体育・スポーツの開国の時であったのであろう。

明治政府発足（1868・明治1年）～憲法制定（1889・明治22年）

明治新政府は、封建的秩序の払拭と開明主義による欧米文物制度の導入に取りかかることになる。「明治」への改元と一世一元制の採用（1868・明治1年）、書籍奉還（1869・明治2年）、平民への苗字許可（1870・明治3年）、廃藩置県（1871・明治4年）、学制発布（1872・明治5年）、徴兵令施行（1873・明治6年）などの政策がそれである。開明主義による欧米化（近代化）が急速に行われ、1885年（明治18）には内閣制度が発足する事となる。この期間の體育は、開明主義による欧米體育の導入がおこなわれ、軍隊・学校において近代體育が発足し、その基礎

が確立していった時期である。と同時に、現代の日本体育・スポーツに多くの影響を投げかける根元を成した時期でもある。またその一方では、開国時（近代欧米化）より続く保守主義（封建思想）による、開明主義への反発がより一層強固なものとなり、在来武術再興の兆しが伺える時期でもあった。

開明主義による體育的基盤の形成

開明主義による西洋文明の紹介は、社会制度から衣食住などの日常生活全般において、当時の人々の関心の的となった。西洋人の生活様式に見られる體育（運動・娯楽）的要素を含んだ、乗馬・舞踏・海水浴などは、当時の日本人の眼には先進文明と映ったのではないだろうか。しかし先進文明と映り関心を示したものの、一般人が実践するにはほど遠いものがあった。これらの先進文明は、主として進歩的有産階級や上級学校（西洋文明の受け入れ窓口）で受け入れられることとなる。開成校のベースボール（1873・明治6年）をはじめ、工学寮のフットボール、ホッケー（1874・明治7年）、札幌農学校のアイス・スケート（1877・明治10年）などである。開明主義は、西洋體育（運動・娯楽）を日本に定着させる基盤形成の役割を果たしたと考えられる。しかし当時は、より迅速に西洋なみの近代国家の建設を目指していたが為に、文物制度の導入に重きを置いていたようである。従って、西洋人の生活様式の中身（文化的側面）まで手が届かずに、日本人の日常生活（一般社会）の開明までには至らなかったのが実際のようである。

これ以降、現代に至るまで日本は数多くの各種身体運動（スポーツ）種目を諸外国より「輸入」することとなる。現在では、かなりの数の身体運動（スポーツ）種目が日本に紹介され、それぞれに愛好家が存在している。おそらく、アメリカとならび日本ほど多くの身体運動（スポーツ）種目を抱えている国は、他に例を見ないのではないかとと思われるほどの「スポーツ氾濫国」でもある。これに関して、諸外国より各種の身体運動（スポーツ）種目を輸入する際の、「輸入方法」に疑問がもたれるのである。それは、各種身体運動（スポーツ）種目の「文化的側面」に関する興味・関心の無さである。詳細については別の機会にしたいと思うが、例えば、日本においてサッカー・フットボールやラグビー・フットボール（イギリススポーツ）、あるいはベースボールやバスケットボール（アメリカスポーツ）を愛好している人々（年齢・経験年数・技術レベル等々不問）の内、一体どれだけの人が、そのスポーツ種目の歴史や成立過程あるいはルールの意味するところについて興味・関心をもっているであろうか。ルールや練習方法などの外観（実践的側面）については熟知していたとしても、その中身（文化的側面）について理解している人は、意外と少ないのではないだろうか。開明主義の元に輸入された西

洋体育（身体運動・スポーツ・遊戯），ならびに第二次大戦後に大学・企業を中心として発展した競技としての各種スポーツは，共に「欧米諸国に追いつき追いつくこと（力量的にも対等になること）」を目指したもので，国力誇示をその主たる目的としていたと捉えることができるのである。したがって，日本体育・スポーツの一つの不幸（悲劇）として，スポーツの外観（ルールや技術習得方法などの実践的側面）と同時に，中身（歴史や成立過程などの文化的側面）を「輸入」し切れなかった事と，スポーツ本来の「楽しさ・爽快さ・気分転換」と言うような，「個人の楽しみ」としての意味合いが二義的・三義的に扱われてしまった事が上げられるのではないだろうか。

體格・體力問題

日本の開明主義は，欧米の文物制度の導入により，より短期間で国力差を縮めようと努力をした。その甲斐あってか何とか外観は整ったものの，明らかに縮め難い歴然とした差が存在していた。それは，欧米人と日本人の體格・體力の格差であった。森有礼（1847～1889）は，その点について東京学士会院で「教育論—身體の能力」として，これについて演説している（1879・明治12年）。その内容を要約すると以下ようになる。「教育の本質は，知識（知能・知育）・徳義（徳能・徳育）・身體（體能・體育）の三者を調和よく均等に上達（発達）させることにある。現在の日本において最も欠けているのは身體の能力である。しかし，身體の能力のみを上達（発達）させれば良いのではなく，知識・徳義と共に三者の平衡を保ちながら進めていくことを主眼とする。身體の能力の上達（発達）を阻む主たるものに，沃土・暖気・食料・住居・衣製・文学・宗教〔紙面の都合上詳細割愛〕が挙げられ，これらについての解決策を考えていくことを緊要とする。加えて，西洋諸国において実施されている「兵式学校」の制度を参考に，日本に見合った制度を確立すること。しかし，西洋の「兵式学校」の制度を参考にする主眼は，身體上の教育にあるのであって，決して軍隊教育の為ではない。」である。この日本人の體格・體力問題はあらゆる領域にまたがると考えられる。にも関わらず，当時は軍隊と学校の二領域にのみに限り，検討されていくこととなる。

一般的に体格と言った場合には，身長・体重をはじめとする胸囲・座高・極指などの骨格的な側面を指し，また体力と言った場合には，筋力・瞬発力・持久力をはじめとする敏捷性・柔軟性・平衡性などの筋力的な側面を指すと考えられるであろう。さらに運動能力と言った場合には，体格・体力に技術が加わることにより，目標とする動作に対する各個人の到達度（できばえ）として数量化されるものと理解することができる。では，当時の軍隊・学校がどの様にして，體格・體力問題を考えていったのであろうか。

A 軍隊における體格・體力問題そして技術導入

明治政府の最大の関心は、軍事力の近代化（欧米化）にあった。軍事力におけるあらゆる面での欧米化を目指したものの、欧米人との體格差は歴然としており、1873年（明治6）の徴兵令施行以来、體格面なかでも身長 of 徴兵基準を徐々に引き下げることでしか、兵員の獲得は難しくなってきたのが現状のようである。この事は、後の日露戦争（1904～05・明治37～38年）において兵員動員に苦慮するまで、対策の糸口すら見出せずにいたようである（当時は、身長差は縮めることが出来ると考えられていたようである）。と言うよりも、現代においても欧米人の身長と日本人のそれとを比較した時には、歴然とした差が存在しているのが現状である。その主たる原因については、仮説も含めかなり整理されてはいるものの、欧米人との差を縮める方法や糸口は見出せないのではなく、無いと言うのが結論である。

また體力的側面については、徴兵後の兵員の體力向上を軍事基礎訓練としての「體操」に求めていくこととなる。後々、日本の競技スポーツの現場では、體格面での劣勢を體力面と技能面で補おうとしていくこととなるのである。

一方技術導入に関しては、外国人指導者を招聘することにより、技術習得の糸口とした。と同時に射撃・體操・劍術などの指導者養成と指導手引書「教範」の作成に着手した。

B 教育における體育問題

当時の明治政府は、1872年（明治5）の学制に始まり、教育令（1879・明治12年）、学校令（1886・明治19年）にいたる一連の教育政策を実施することにより、積極的に欧米教育制度を導入し近代学校の整備を図った。当初は全面的模倣に奔走していたものが、天皇制近代国家における学校教育制度を確立させていくこととなる。體育もこの過程に従って展開されていくが、教育の導入の主体が欧米の學術文化の吸収と、日本国民の知的水準の向上に置かれていたために、體育への関心は付屬的なものに過ぎなかった。學術文化の吸収と日本国民の知的水準の向上を「中心」と位置づけるならば、體育への関心は「周縁」に位置づけられるのである。と同時に、近代（ここでは明治政府発足・1868年）以前の日本の教育が體育的側面を欠いていたために、近代学校では「知育偏重體育輕視」の傾向が見られ、また體育に対する知育の優先が掲げられた時期でもあった。加えて、学校設置・就学・教科内容（體育以外も）・教員養成などの問題を抱え発足した教育事情の中では、體育が満足に展開していく根拠はどこにも見あたらなかったのが実状のようであった。

「体育 = 身体教育」としての概念規定

欧米の教育制度とともに持ち込まれた欧米教育思想は、当時の日本では考えられないような教育思想であり体育思想であった。1873年(明治6)文部省学監マレー(Murray, D. 1830 ~ 1905)により具体的に解説された、知育・徳育・体育の三育主義より成る教育思想は日本における教育の概念として広まりを見せた。その中で体育は、1877年(明治10)に「身体教育(Physical education)」として「精神教育」に対応する概念として規定されるようになった。以降、原則として当時の体育的な身体運動活動を「体育」として統一されるに至り、これより後、日本における「体育」の歴史が刻まれていくこととなるのである。

ここで特筆すべきことは、「体育(身体教育)は単に身体を丈夫にすることのみでは無い」と言うことである。マレーの三育主義を基盤とした体育思想を受け、1881年(明治14)に出された小学校教員心得には、次のような内容が記されている。それは、「体育(身体教育)は體操をし身體を丈夫にすること(身體的健康)にのみ依存するのではなく、校舎を清潔にする、光線・温度に留意する、生徒の健康を害する癖習を予防する(環境的健康)等々を旨とすべし」である。すなわち体育は、身体的要素と共に環境的要素をもってして、身體の健康を目的とする教育の実施を意味しているのである。これが本来の体育(身体教育)思想であり、「Physical education」の意味するところであり、この思想こそが現代まで引き継がれてくるべきものであったのではなかろうか。私自身も今回の研究で再認識したことはあるが、体育(スポーツ)関係者の多くは、この「体育 = 身体教育」の概念を、「身體の教育 = 身體を丈夫にする教育 = 骨を豊かにする教育 = 體育」として、理解している傾向が強いのではないだろうか。今後の体育・スポーツを考えるに当たり、今一度「体育 = 身体教育」概念の本来の意味するところを再考する必要があるのではないだろうか。

教員養成と学校體育

日本における近代学校教育の教員養成は、師範教育にそれを求めてきたところがある。師範教育は、全科目担当教員の養成(初等教育対象)と専科担当教員の養成(中等ならびに師範教育対象)とに分けることができる。全科目担当教員の養成は、全国各府県に存在する師範学校が、専科担当教員の養成は、高等師範学校がそれぞれ担当していた。しかし、この高等師範学校に正規の體育科が設置されるのは、1915年(大正4)に「特設」を経た、1921年(大正10)まで待たねばならなかった。それまでは臨時に體操専修科が開かれていたに過ぎなかったため

ある。つまり師範教育が出発した当時は、師範教育にとって體育は「中心的位置づけ」ではなく「周縁的位置づけ」に過ぎなかったのである。そこで、その間の體育教員の養成を目的として設立されたのが、體操伝習所である。また、擊劍（剣道）と柔術（柔道）に関しては、1911年（明治44）に文部省が中学校（翌年、師範学校）體操科に「擊劍および柔術」の採用を認めたと受け、大日本武徳会武徳学校（翌年、武術専門学校）が設立され、體育教員という名の各々専門の指道者が誕生することとなる。

體操伝習所による「體育学教員の養成」

體操伝習所は、1878年（明治11）に文部省により設立された。その目的は、各府県師範・中学の「體育学教員を養成」することにあった。学校体育の父と言われるアメリカの医学士リーランド（Leland, G.A. 1850～1924）を招聘し、その指導の元に二年計画で始められた。「體育学教員の養成」とあるように、当初は、體操術の指導だけではなく、その背景となる学理としての、解剖学・生理学・健全学（衛生学）等々の、正しく體育学に関連性の深い諸学科を重視すると共に、この学理を理解する前提となる教養としては、英学（英語）・和漢学・数学・理学・図画をも教育したとされている。逆に、「輕體操（のちの普通體操）」と呼ばれていたリーランド指導の體育法（體操法）は、一日五時間の授業のうち一時間半程度にすぎなかったのである。しかし、このような教養を含めてまでも「體育学教員の養成」過程は、1881年（明治14）リーランドの離日と共に廃止され、二年の教員養成期間も六ヶ月に短縮されることとなる。これ以降、體操伝習所の體育学教員養成課程は、短期講習型で実技（體操）を中心に、體育論と生理学を学理として加えた専門課程で構成されていくこととなる。と同時に実質的には、「體育学教員の養成」ではなく、「體育教員の養成」となり、さらには「體操教員の養成」となっていたのである。

さらに、1886年（明治19）の学校令とともに当時の文部大臣、森有礼が「歩兵操練」ではなく「兵式體操」を採用し、軍人に範を求めた性格形成上の価値を強調した（後述）。それにより兵式體操は、学校體育においてリーランド指導の普通體操（以前の輕體操）とならぶ存在となった。體操伝習所は以降、普通體操教員養成から、兵式體操中心の教員養成に転換し、陸軍下士や上等兵からその要員を募集し、四ヶ月の短期講習型の教員養成課程を開設することとなる。この教員養成課程開設の途中に、體操伝習所は制度改正により、高等師範学校體操専修科に改組し、各府県に配置する兵式體操教員の養成（二回合計48名）の終了とともに、1887年（明治20）高等師範学校體操専修科は中止されるのである。これ以降、文部省による検定試験制度（後述）だけが體育教員になる唯一の方法となり、正規の體育教員養成機関の再設立は、1899

年（明治32）まで待たねばならなかったのである。こうして、近代欧米教育思想・體育思想の元、體操伝習所の設立に始まった體育学教員養成課程制度は、10年足らずで消滅してしまい、学校体育の停滞が始まることとなるのである。

では何故、體育学教員養成制度は10年足らずにして消滅してしまったのであろうか。また、體操伝習所は何故、養成期間の短縮と学理・教養科目の減少を余儀なくされたのであろうか。おそらく、より早く欧米諸国の體格・體力に追いつく必要性に迫られたのであろう。したがって、学問の一領域としての體育を広める體育学教員養成を考えるよりも、より実践的に體格・體力の向上を計れる可能性のある體育教員あるいは體操教員が必要とされたと想像されるのである。また、技術を伴う教科であるがために、技能（技術習得能力）の高い者は、他者に教える（指導する）能力も高いと言う、指導論における根本的理論に誤解を生じさせてしまったようである。ここにも日本体育・スポーツの不幸（悲劇）の一つが伺えるのである。

（戸外）遊戯スポーツ（テニス）の紹介

1884年（明治17）、體操伝習所の主任教員であった坪井玄道（1852～1922）は、戸外遊戯としてテニスを公開し、「身体の強健とともに心神を爽快にし、優暢快活な氣風を養成する」、戸外遊戯を実践する事による心身にわたる効果を期待した。当時、文部省からは一切の指示が無かったことから、学校體育は、體操のほか遊戯スポーツも含み展開していく事となる。戸外遊戯は急速な発展を見せ、それまでは輕體操奨励のための学校連合「體操会」であったものが、體操と遊戯の両者を奨励する学校連合「運動会」として全国に普及していくこととなる。實際1900年代には、日本のテニスは第一期全盛時代を向かえることとなる。その契機となったのが1898年（明治31）に日本最初の日本人による公式試合として、東京高等師範学校（現筑波大学）と東京高等商業学校（現一橋大学）が行った対抗戦であり、四年後の1902年（明治35）に早稲田大学と慶応義塾大学を加えたテニス四校時代の現出である。また、島崎藤村（1872～1943）は小説『破戒』（1906・明治39年）の中で、長野県飯井山町の高等尋常小学校の校庭で、テニスを楽しむ教員たちについて詳しく描写し、1926年（大正15）に発表した小説『嵐』の中でも、テニスに関する描写を用いている。それらを含めて考えてみると、テニスは明治末から大正期には、すでに全国に伝播・普及していたものと考えられ、ある種のステータス・シンボルとして、特に都心部において愛好されていたようである。この遊戯スポーツの発展・普及は、これ以降現代に至るまで「学校體育」に大きな影響を及ぼすこととなるのである。それは第二の體育の概念を形成する契機となり、「體育」問題を複雑にしていくこととなるのである。

「體育 = 運動教育」としての概念規定

1873年(明治6),当時の文部省学監マレーにより紹介・解説された「體育 = 身體の教育」は,知育・徳育とならぶ體育本来の概念として形成されたものであった。それは,運動(身體的健康)と衛生(環境的健康)を重視するはずであった。しかし,體操伝習所の急速な制度変更(養成期間の短縮・学理科目,教養科目の減少)からか,「輕體操」重視による運動(身體的健康)偏重の傾向が強まってきた。加えて,文部省による「兵式體操」の採用,ならびに坪井玄道を中心とした「遊戯スポーツ」の普及活動に伴い,本来の「體育」とは別の體育の概念が形成されていくこととなる。すなわち,兵式體操はその目的を,「體力を発達させるばかりではなく,秩序を守り,忍耐の慣習を養う體育教育で最も必要なこと」とし,戸外遊戯(遊戯スポーツ)はその目的を,「身體の強健を増進するだけでなく,心神を爽快にし優暢快活の氣風を養成し,體育教育上欠かせない一科目」と説いたのであった。このような流れの中で,「運動を手段とする身體と精神のための教育(運動教育)」という,新たな「體育」の概念規定がなされることとなる。これによって,本来の「身體教育としての體育」の概念と,新たな「運動教育としての體育」の概念の双方を「體育」の概念としてとらえるようになっていく。まとめると,第一の體育の概念としての「身體教育」は,「身體を丈夫に健康に,體力を向上させる教育」として,第二の體育の概念としての「運動教育」は,「運動を通して,身體を丈夫に健康に,體力を向上させると共に,精神的側面での作用としての教育」と考えることができるであろう。以降,普通體操・兵式體操・戸外遊戯(遊戯スポーツ)は,学校令制定(1886年・明治19)にあたり他教科同様に正課となり,一部の例外を除いて「體操科」として位置づけられることとなる。特に兵式體操は,高等師範学校體操専修科(軍隊式全寮制を採用)を中心に,国民教育の目指す人間形成の手段として重要視されるようになっていく。

当時の第一の概念「體育 = 身體教育」と第二の概念「體育 = 運動教育」は,現代においても共に意義のある概念規定として捉えられている。現在はこの二つの概念規定を元に第三の概念規定が,「体育 = 身体運動(身体の動き)の科学と技術(art and science)」として示されるようになるに至った。

この第二の體育の概念規定がなされたことにより,体育問題を考えるときの複雑さが見られるようになってきた訳であるが,ここでは,第二の體育の概念規定の中核になっている「精神的側面」について注目してみたいと思う。それは,学校教育における「兵式體操」採用と,「遊戯スポーツ」の普及の双方に関わる「精神的側面」を,同じ次元で捉えることが果たして妥当なのであるかと言うことである。

兵式體操の採用に大いに関与したと考えられる森有礼(伊藤内閣,初代文部大臣)は,早く

より欧米諸国を歴訪しており(1865・慶応元年, 19歳のイギリス留学を最初に, ロシア・アメリカなど), 欧米人と日本人の体格・体力差を痛感していたものと想像される。それについては, 上述の「教育論―身體の能力」においても力説されている。しかし, 「兵式體操」を採用するに当たって, 「兵式體操二關スル上奏案」の中で, 「教育の要は, 知育徳育體育の三者を齊しく発達させる事にある」とし, 三者の中で最も劣っている(遅れている)「體育」について次のように述べている。「~前略~抑國家富强八忠君愛國ノ精神旺實スルヨリ来ル, 故二文部ノ職八主トシテ此精神ヲ養成渙發スルノ責ニ當ラサルヘカラス, 是ヲ以テ體育ノ切要ヲ認メ既ニ學科ニ加ヘサル~後略~」。また, 「兵式體操」の採用は即ち國家富强の長計であるとして, 「中學校以上諸學校ノ教科時間ヲ割キ乃チ體操ノ一科ハ文部ノ管理ヲ離レテ之ヲ陸軍省ノ施措ニ移シ, 武官ヲ簡撰シ純然タル兵式體操ノ練習ヲ以テ之ニ任スルニ在リ, 而シテ文部省ハ自ラ其事ニ染手スルコトナク單ニ陸軍ト妥議商籌スルニ止ムルトキハ嚴肅ナル規律ヲ行シテ體育ノ發達ヲ致シ, 學生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ, 以テ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ嘗艱忍難ノ氣力ヲ渙發セシメ, 他日人ト成リ徴サレテ兵トナルニ於テハ其効果ノ著シキモノアラン~後略~」とも述べている。さらに, 駐英公使時代(1882・明治15年)に, 伊藤博文(1841~1909)に当たて「學政片言」でも, 「教育の本旨は, 知能(メンタルハコルチー)・徳能(モラルハコルチー)・體能(ヒシカルハコルチー)の三者を薰陶涵養均しく上達させること」としながらも, 「~前略~體軀ノ鍛鍊ハ古來我邦最モ缺ケル所ニシテ今日ニ至リ世人尚未タ其須要至重ナルヲ覺ラサルニ似タリ, 抑モ一人一己ノ體軀健強ヲ保ツハ即全國富强ヲ致スノ大基礎ニシテ凡ソ人間ノ幸福之レニ由ラサルハ無シ, 身體健強ナレハ則精神亦自ラ發達シテ怠弛セサルナリ, 又之ヲ鍛鍊スルハ氣質ヲ鍛鍊スル為メニ不可缺一事ナリ~後略~」としているのである。現代においても, 欧米人の体格・体力に比して明らかに劣ると考えられる, 日本人の体格・体力を, 何故そこまで早急に追いつかせようとしたのであろうか。身体(體軀)が健強であれば, 精神(氣質)も健強になると確信していたのであろうか。森有礼が当時の體育に求めた體格・體力の向上と精神的作用とは, 近代国家建設の中の国家興隆策であったのか, それとも国家主義の中の軍事対策であったのか。何れにせよ, 坪井玄道の説いた「體育における精神作用」, すなわち, 「心神を爽快にし, 優暢快活の氣風を養成する」と同次元で捉えることには, 多くの問題が存在すると考えられるのである。実際, これ以降第二次世界大戦が終了するまでの長きに渡り, 日本の学校教育における「體育科教育」は, 「軍事教育」の基礎となるべく, 「國(天皇)のために役立つ國民育成」の一手段として, 実践されてきたわけである。この事実を考え合わせると, この時期すでに現代の日本体育・スポーツ最大の不幸(悲劇)が起こり始めていたと言えるのではないだろうか。

在来武術再興の兆しと「柔道」の誕生

在来武術に関しては、1883年（明治16）に體操伝習所が文部省より「擊劍柔術の利害調査」の指示を受け、「学校での武術実施を体操実施不能の場合を除き、原則的には否定する」との内容の報告をしている。このことにより、在来武術は学校體育への足がかりを失うこととなり、実際に学校體育に擊劍（剣道）と柔術（柔道）が正式に採用が認められたのは、1911年（明治44）のことである。しかし開明主義の反面、旧時代の文物への愛着を持つ人々の、保守的傾向（在来武術とくに刀術再興）は壊滅したわけではなかった。1877年（明治10）の西南戦争において、創設間もない近代陸軍を援助した「警視庁抜刀隊」が活躍することにより、刀術は近代戦でも実用価値があると印象づけた。このことは、「警視庁流劍術」の制定（1877年）などの再興への動きを背景に、学習院劍術科の設置（1879・明治12年）を始めとする、文部省には認知されていないものの、武術を実施する学校が出始めてきた。さらには、警視庁開催の全国擊劍会（1884・明治17年）の人気や、旧時代の文武二（両）道を教育の理想とする思想を背景に、刀術を代表とする在来武術は徐々にではあるが再興への道を辿っていくこととなる。

一方柔術は、嘉納治五郎（1860～1938）により武術再興ではなく、新時代の精神に即した「柔道」への脱皮をはかり、他の武術とは異なった近代化の道を歩むこととなる。旧幕藩体制下の武芸で身分が高い武士が重視したのは、刀を中心とした弓・馬・劍・槍などで、素手で行う柔術は軽視されていた。しかし、1876年（明治9）の帯刀禁止令をうけて、武器を必要としない柔術の地位は、拳法や空（唐）手（早くより武器の携帯を禁止されていた中国や沖縄で発達したと考えられる）と同様に向上する。

1882年（明治15）学習院教師になった嘉納治五郎は、「嘉納塾」を開き、近代的人間形成の理想、「精力善用自他共栄」の実現へ向けて歩みだした。そして1889年（明治22）には、「講道館」と改称して「體育」と「修心」を主たる目的とする「柔道」を説いた。また、勝負についても副次的な価値しか認めず、武術の勝負ではなく競技としての勝負を説いたのである。旧時代の形態を新時代の精神で陶冶し、柔術（技）から脱皮した柔道（精神）に近代性をもたせたのである。ここに嘉納治五郎の考える、「教育としての柔道の価値」を見出すことができるのである。以降（1894・明治27年）、講道館柔道は中等以上の学校を中心に全国的に普及していくこととなる。

まとめ

現代の日本体育・スポーツの再考を目的に、その手がかりとして、近代日本の歴史とそれに

付随する日本学校体育制度の変遷を辿って見ることにした。今回はその第一回目として、明治維新（1841年）から明治憲法制定（1889年）までの約50年に焦点を当て、私見を加えてみたところ、以下のような現代に至る日本体育・スポーツの不幸（悲劇）の始まりが伺えた。

身体運動の目的を、「技術習得と精神修養（鍛錬）」と捉えていた時期が余りにも長すぎたため、「息抜き・気晴らし・気分転換」の為にを行う身体運動の存在を理解できていなかったこと。

「體育＝身體教育」の本来の意義が屈折し、「身體を鍛え骨を豊かにする教育」として捉えられ継承されてきたために、「衛生＝環境的側面での健康」が形骸化してしまったこと。

本来の「體育学教員の養成」が早々に立ち切れてしまい、「できる（体力、経験、技術がある）＝教えられる（指導者として認められる）」という、体育・スポーツ指導において最も是正しなければならない悪習の根元を、すでに形成しつつあったこと。

封建時代の「精神教育」を否定し欧米の「近代教育」の導入を目指していたにも関わらず、天皇制近代国家における学校教育制度を確立させていく過程において、軍隊（陸軍）による兵式體操の指導を通し、「國（天皇）のために役立つ身體教育ならびに精神教育」を、體育の授業を通して根付かせていったこと。

外来文化としての体育・スポーツを正しく吸収することなく、目に見える形だけの模倣に終始し、各種スポーツ（身体運動）文化の文化的側面の理解を、どこかに置き忘れてしまったこと。

[附記]

「文検」と日本體育会體操練習所

1893年（明治26）に設立された日本體育会體操練習所（1900・明治33年に日本體育会體操学校と改称、現在の日本体育大学）は、「文検」として知られていた「文部省教員検定試験」のための、実技（普通體操）の練習予備校としての機能をなしていた。文部省教員検定試験とは、

「正規の学歴（師範教育課程修了）が無くても，教員相当の実力を有する者を選別して教員資格を認定する事」を指している。教員養成に関して人数的絶対量に限度があった，当時の高等師範学校教員養成の実状から考えると，いたしかたのない制度ではあったが，正規の学歴（師範教育課程修了）が無くても教員になれたということが，後々の学校体育教育に大きな影響を及ぼすことになったと考えられる。特に，体育教員に関しては，退役軍人に対する優遇措置がみられ，軍隊での体操教練経験がすなわち教育経験を有していると判断されたのである。

主 な 参 考 文 献

体育史概説 - 西洋・日本 -	水野 忠文他	杏林書院	1966年
体育・スポーツ評論	国民スポーツ研究所	不昧堂	1985年
運動文化論	新井節男	人文書院	1987年
日本の名著33（福沢諭吉）	永井 道雄編	中央公論社	1969年
明治啓蒙思想集	大久保利謙編	筑摩書房	1967年
スポーツファンの社会学	杉本 厚夫編	世界思想社	1997年
スポーツを読む	稲垣 正浩	三省堂	1993年
スポーツを読む	稲垣 正浩	三省堂	1994年
スポーツを読む	稲垣 正浩	三省堂	1994年
小説『破戒』	島崎藤村	新潮文庫	1954年
小説『嵐』	島崎藤村	新潮文庫	1969年